

介護老人保健施設駅家リハビリテーション SAKURA 介護予防通所リハビリテーション及び通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団黎明会が開設する介護老人保健施設駅家リハビリテーション SAKURA (以下「当施設」という。)において実施する介護予防通所リハビリテーション及び通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 介護予防通所リハビリテーション及び通所リハビリテーションは、要支援状態及び要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、介護予防通所リハビリテーション及び通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、介護予防通所リハビリテーション及び通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるように在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者並びに関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- 7 当施設では、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設駅家リハビリテーション SAKURA
- (2) 開設年月日 平成18年5月31日
- (3) 所在地 広島県福山市駅家町万能倉 1046-2
- (4) 電話番号 084-977-0058 FAX 番号 084-976-9622

- (5) 管理者名 仁紫 弘爾
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (3451580108 号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1名 (兼務 1名)
- (2) 医師 1名 (兼務 1名)
- (3) 看護職員 1名以上
- (4) 介護職員 6人以上
- (5) 理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士 1人以上
- (6) 事務員 1人以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (5) 理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (6) 事務員は、当施設の庶務・経理・介護報酬請求・利用料の徴収・その他施設の保守管理等を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 介護予防通所リハビリテーション及び通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から土曜日までの6日間（祝日を含む）を営業日とする。
- (2) 営業日の午前9時00分から午後1時00分までを営業時間とする。
- (3) サービス提供時間は、午前9時30分から午後1時00分までとする。
- (4) 年末年始（12/31～1/3）は、休日とする。

(利用定員)

第8条 介護予防通所リハビリテーション及び通所リハビリテーションの利用定員数は、60人とする。

(介護予防通所リハビリテーション及び通所リハビリテーションの内容)

第9条 介護予防通所リハビリテーション及び通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される介護予防通所リハビリテーション計画並びに通所リハビリテーション計画及び運動機能向上計画並

びにリハビリテーション実施計画に基づいて、理学療法その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 介護予防通所リハビリテーション計画及び通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
- 3 介護予防通所リハビリテーション計画及び通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- 4 介護予防通所リハビリテーション計画及び通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、レクリエーション代等利用料を、別紙(利用料金表)に掲載の料金により支払いを受ける。
- (3) 保険給付以外での利用料金を別に定める料金表により支払いを受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

- (1) 福山市(駅家町、新市町、芦田町、御幸町、神辺町、加茂町、山野町)
- (2) 上記、送迎範囲を超えた場合は、1kmにつき20円頂きます。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 介護予防通所リハビリテーション及び通所リハビリテーションの利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ① 他の利用者に迷惑をかけず、相互の融和を図るよう努めること。
- ② 施設及び療養室の清掃、整頓その他環境衛生の保持のために協力するとともに、身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努めること。
- ③ 建物、備品及び貸与物品は大切に扱うよう努めること。
- ④ 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災防止に協力すること。
 - ア 喫煙は原則禁止としております。
 - イ 発火の恐れのある物品は、施設内に持ち込まないこと。
 - ウ 火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。
- ⑤ 利用者に面会しようとする外来者は、続柄、用件等を管理者に申し出、指定した場所で面会しなければならない。
- ⑥ 利用者が外出又は、外泊を希望するときは、事前に定められた届出書により管理者に申し出、許可を得なければならない。
- ⑦ 利用者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに施設に届け出なければならない。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事務長を充てる。

- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
 - (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
 - (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
 - (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時
 - (7) 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（職員の服務規律）

第14条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第15条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（職員の勤務条件）

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団黎明会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第17条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

（衛生管理）

第18条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。
- 5 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テ

- レビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

- 第 19 条 当該サービスを提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。
- 2 利用者に対する介護予防通所リハビリテーション及び通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をするものとする。
 - 4 事業所は、利用者に対する介護予防通所リハビリテーション及び通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

- 第 20 条 事業所は、介護予防通所リハビリテーション及び通所リハビリテーションの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した介護予防通所リハビリテーション及び通所リハビリテーションに関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提供もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した介護予防通所リハビリテーション及び通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

- 第 21 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。
- 2 利用者又は家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第 22 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 全3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の禁止）

- 第23条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
 - 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (2) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施
 - (3) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことが出来るものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（業務継続計画の策定等）

- 第24条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防通所リハビリテーション及び通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

- 第25条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
 - 3 事業所は、すべての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
 - 4 事業所は、適切な介護予防通所リハビリテーション及び通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって

業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 5 介護予防通所リハビリテーション及び通所リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団黎明会の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成18年 6月1日より施行する。
平成20年11月1日より施行する。
平成21年 4月1日より施行する。
平成22年 4月1日より施行する。
平成23年 4月1日より施行する。
平成24年 2月1日より施行する。
平成24年 4月1日より施行する。
平成24年11月1日より施行する。
平成25年 4月1日より施行する。
平成25年 6月1日より施行する。
平成25年11月1日より施行する。
平成26年 4月1日より施行する。
平成26年11月1日より施行する。
平成27年 4月1日より施行する。
平成27年 7月1日より施行する。
平成28年 4月1日より施行する。
平成28年 7月25日より施行する。
平成29年 4月1日より施行する。
平成30年 5月1日より施行する。
令和 6年 4月1日より施行する。